

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令案（概要）

1 改正の趣旨

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1号において、事業者は、原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害を防止するための必要な措置を講じなければならないとし、法第27条第1項において当該措置について厚生労働省令で定めるとしている。
また、同項に基づき、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）において、建築物、工作物又は船舶の解体等の作業における石綿等による健康障害を防止するための措置を具体的に定めている。
- 今般、「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会」の議論を踏まえ、建築物等の解体等の作業における石綿等による健康障害を防止するため、石綿障害予防規則等について、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

（1）石綿障害予防規則関係

- ア 建築物等の解体等の作業を行う場合の石綿等の使用の有無に関する事前調査について、
 - ① 当該作業の対象となる建築物等の全ての材料について行わなければならないこと
 - ② 目視及び設計図書により石綿等の使用の有無を確認する方法以外の調査方法を追加すること
 - ③ 建築物については適切に調査を実施するために必要な知識を有する者に行わせなければならないこと等とする。
- イ 分析による調査（以下「分析調査」という。）を行う場合は、適切に調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者に行わせなければならないこととする。
- ウ 吹付石綿等について、石綿が使用されているものとみなして法及びこれに基づく命令に規定する措置を講ずるときは、分析調査を行わなくても良いこととする。
- エ 事前調査又は分析調査（以下「事前調査等」という。）を行ったときは、事前調査等の結果の記録を3年間保存し、作業現場に備え付けなければならないこととする。
- オ 一定規模以上の建築物又は工作物（工作物については、石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。）の解体等の工事については、石綿等の使用の有無に関わらず、事前調査の結果の概要等を労

働基準監督署に報告しなければならないこととする。

カ 吹き付けられた石綿等及び石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去等の作業において、

- ① ろ過集じん方式の集じん・排気装置の設置場所を変更したときその他当該集じん・排気装置に変更を加えたときは、当該集じん・排気装置の排気口からの石綿等の粉じんの漏えいの有無を点検しなければならないこと
- ② その日の作業を中断したときは、前室が負圧に保たれていることを点検しなければならないこと

とする。

キ 建築物、工作物又は船舶の壁、柱、天井等に用いられた成形された材料で石綿等が使用されているもの（以下「石綿含有成形品」という。）について、

- ① 除去する作業を行うときは、技術上困難な場合を除き、切断等以外の方法により当該作業を実施しなければならないこと
- ② ①の技術上困難な場合であって、石綿含有成形品のうち、石綿等の粉じんが発散しやすいものとして厚生労働大臣が定めるものを切断等の方法により除去する場合は、作業場所をビニルシート等で隔離する等の措置を講じなければならないこと

とする。

ク 壁、柱、天井等の仕上げに用いる塗り材で石綿等が使用されているものを電動工具を使用して除去する場合は、キ②と同様の措置を講じなければならないこととする。

ケ 解体等の作業を行う仕事の発注者は、当該仕事の請負人が行う事前調査等及びシの記録の作成が適切に行われるように配慮しなければならないこととする。

コ 石綿等の湿潤化が義務づけられている作業について、当該湿潤化が著しく困難な場合、除じん性能を有する電動工具の使用等の代替措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

サ 石綿等の粉じんを発散する場所において常時作業に従事する労働者に係る作業の記録の記録項目に、事前調査の結果の概要及び作業の実施状況等の概要等を追加することとする。

シ 石綿等が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体等の作業の実施状況について、写真等により記録し、3年間保存しなければならないこととする。

(2) 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）関係

○ 法第88条第3項に基づく計画届の対象に、以下の仕事を追加することとする。

- ・耐火建築物又は準耐火建築物に吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事
- ・耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物、工作物又は船舶に吹き付けられ

- ・ ている石綿等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事
- ・ 建築物、工作物又は船舶に張り付けられている石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事

(3) その他

所要の規定の整備を行う。

3 根拠法令

法第 27 条第 1 項、第 59 条第 3 項、第 66 条第 2 項、第 88 条第 3 項、第 100 条第 1 項、第 103 条第 1 項及び第 113 条並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 16 年法律第 149 号）第 3 条第 1 項及び第 4 条第 1 項

4 公布日等

公布日：令和 2 年 7 月 1 日（予定）

施行期日：令和 3 年 4 月 1 日（予定）（※）

※ 2（1）キに係る規定は令和 2 年 10 月 1 日（予定）、2（1）オに係る規定は令和 4 年 4 月 1 日（予定）、2（1）ア③及びイに係る規定は令和 5 年 10 月 1 日（予定）